

大学等における研究インテグリティの確保について

令和6年2月

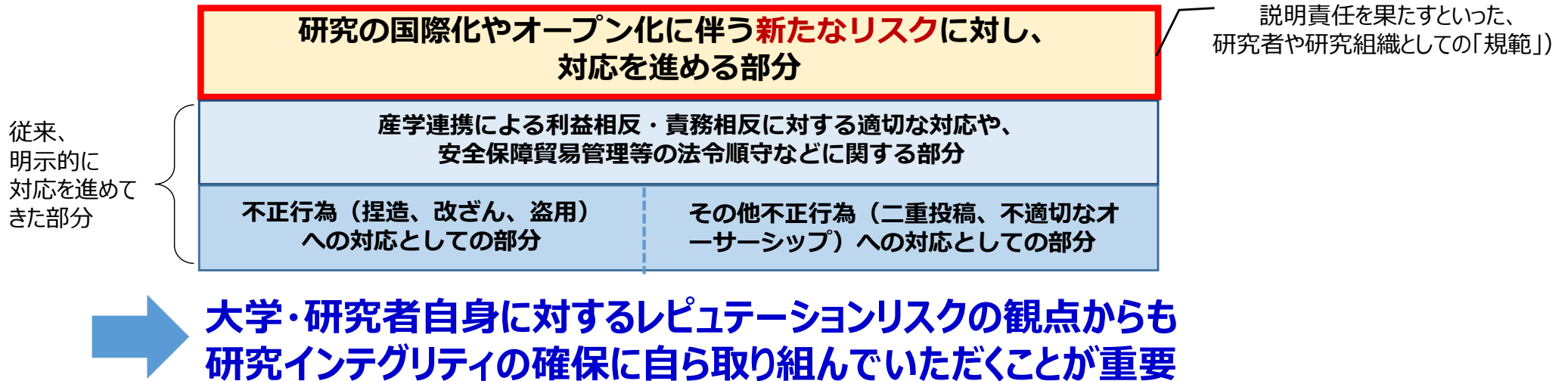
文部科学省 科学技術・学術政策局
参事官（国際戦略担当）付

新たに求められる研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）について

背景・課題

- 我が国の科学技術・イノベーションの創出・振興のためには、多様な相手との国際共同研究を推進していく必要。他方、**研究活動の国際化等の進展に伴う新たなリスク**※により、**意図せざる技術流出**に陥る危険性が指摘。
※研究成果を独占しようとする不当な共同研究契約などを契約してしまうリスク等
- こうした新しいリスクに対応しつつ、必要な国際協力等を進めていくためには、**研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築**する必要。
- このような背景の下、令和3年4月に政府としての対応方針を決定。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ



研究インテグリティの確保は、大学の研究活動を制限するためのものではなく、**自由な研究環境を保証するための前提になるもの**であり、**信頼できる研究環境であることを国際的に示す**ことにもつながるもの。**研究者が安心して研究活動を行うために、大学組織の適切な対応が不可欠。**

G7 仙台科学技術大臣会合（R5.5.12～14開催）

「信頼に基づく、オープンで発展性のある研究エコシステムの実現」をメインテーマとし、今後の科学技術政策の方向性として、「科学研究の自由と包摂性の尊重とオープン・サイエンスの推進」、「研究セキュリティとインテグリティの取組による信頼ある科学研究の促進」、「地球規模課題解決に向けた科学技術国際協力」について議論が行われ、成果文書として、「**G7 科学技術大臣コミュニケ**」を发出。



G7科技大臣会合の作業部会として設置されている「研究エコシステムのセキュリティとインテグリティ（SIGRE）ワーキンググループ※」において、**各国の共通認識となる原則の策定**やG7各国から提供される文書や動画等のリソースを活用した**オンライン研修教材（バーチャルアカデミー）の作成**を進めている。

このことは今回のG7科学技術大臣コミュニケでも触れられており、今後もG7各国と協調して対応を進めていく予定。

※ G7 Working Group on the Security and Integrity of the Global Research Ecosystem

G7科学技術大臣コミュニケ ポイント（研究インテグリティ関係）

◆ G7は研究セキュリティ・インテグリティの普及のための共通の価値及び原則が重要であることを再確認するとともに、「G7グローバル研究エコシステムのセキュリティ・インテグリティ（SIGRE）ワーキンググループ」がこれまでにまとめた文書*や、研究セキュリティ・インテグリティのイニシアティブを世界的に促進するツールであるバーチャルアカデミーが、開かれた、公正で健全な国際協力を強化し、機微な研究開発を保護するために貢献すると評価。

* 「研究セキュリティ・研究インテグリティに関する共通価値と原則」及び「安全で開かれた研究のためのG7ベストプラクティス」の2文書

◆ G7が、安全保障と経済を横断する領域で生じる様々な問題にどのように対処するかという課題に直面しているとの認識を共有し、複数の用途があり得る先端技術を倫理的かつ責任を持って活用する方策や、技術情報の保全の強化を含めた外国の干渉からの研究開発の保護についても、**G7でベストプラクティスを共有**。

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する 研究インテグリティの確保に係る対応方針について

政府としての対応方針（2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定）

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された
有識者検討会の提言(2021年3月公表)を踏まえた方針

①研究者自身による 適切な情報開示

自らの研究活動の透明性を確保するため、
所属機関や研究資金配分機関に対して、
必要な情報の報告を適切に行う。

- 研究者、所属機関向けのチェックリスト雛形を作成、公表・配布
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催

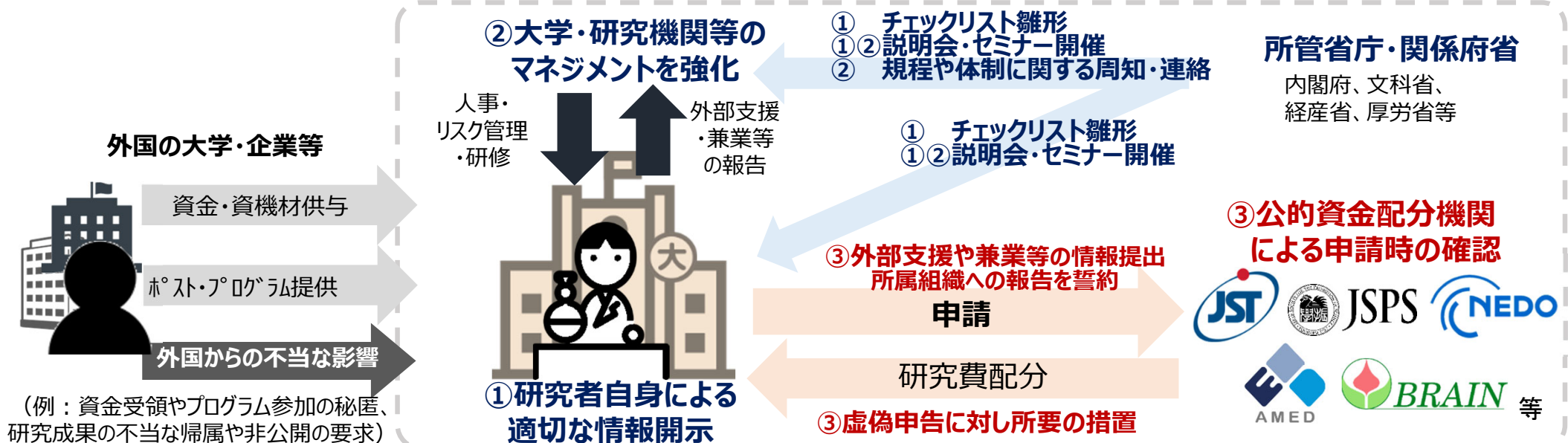
②大学・研究機関等の マネジメントを強化

所属する研究者について、必要な情報（職歴・
研究歴、兼業先・役職、外部からの研究資金等）の報
告を受け、リスクマネジメントを適切に行う。

- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催
- 関係の規程や体制の整備に関する周知・連絡・支援
 - 令和3年度研究インテグリティ確保に係る調査分析を東北大学に委託
その結果を具体的な取組の一例として事務連絡にて周知
 - 関係の規程や体制の整備について、フォローアップを実施・公表

③公的資金配分機関 による申請時の確認

- 競争的研究費に関するガイドライン等を改定（令和4年度の公募から反映）
 - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める
 - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認
 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限



(例：資金受領やプログラム参加の秘匿、
研究成果の不当な帰属や非公開の要求)

① 研究者自身による適切な情報開示

研究者が自らの研究活動の透明性を確保するため、所属機関や研究資金配分機関に対して、必要な情報の報告を適切に行う

- **チェックリスト雛形（研究者向け）**

外国の機関や大学等との契約に係る手続等の観点別に具体的に留意すべき事項をまとめています。本チェックリストを参考に、各大学・研究機関等の特性に合わせたチェックリストを作成し機関内での自己点検等に活用いただく等、教職員の研究インテグリティに係る理解醸成にぜひ活用ください。所属機関向けに同様の雛形も作成しています。

- **競争的研究費に関するガイドライン等の改定**

競争的研究費制度対象事業に申請する際に、申請者に対して、国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求めています。

チェックリスト雛形（研究者向け）

所属機関向けのチェックリストも別途あります！

【全般的な事項】

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う各種リスク（利益相反・責務相反のリスク、技術流出・情報流出のリスク、信頼低下のリスク等）に留意するとともに、リスクが懸念される場合には、所属機関の担当部署に相談等をしていますか？
- 研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職、外部機関から受けている各種の支援）について、所属機関の規程等に基づき、担当部署に適切な報告等を行っていますか？

【共同研究等の手続に関する事項】

- 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるなど、適切な手続を経ていますか？
- 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、所属機関に報告等をしていますか？
- 特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う際、必要に応じて所属機関の担当部署に報告等していますか？
- 外国の機関・大学等との共同研究の過程において、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報の管理を適切に行っていますか？

【共同研究等の相手方に関する事項】

- 外国の機関・大学等と連携・契約する際、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認していますか？

競争的研究費に関するガイドラインの改定 (競争的研究費の適正な執行に関する指針)

1. 改定のポイント

(1) 対象事業の範囲

従来の競争的資金だけでなく、全ての公募型の研究費事業を対象とする。

(制度数: 20件→100件以上)

(2) 提出を求める情報の範囲

● 国外も含む全ての外部からの研究費(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)

● 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

(3) 秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報(共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額、エフォート)のみ提出を求めることとした上で、さらに当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができることとする。

(4) 研究費以外の対応

研究費以外の施設・設備等による支援の情報を所属機関に報告する旨の誓約を求める。

(5) 虚偽申告への対応

5年間の応募資格制限等を課す。

2. 実施時期

令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」とは

○ 研究者の研究環境の改善等に向けた取り組みの一環として、関係府省間での各種申合せ策定があり、本指針は、そのうちの不正行為の取扱いに関する申合せである。

○ これは、競争的研究費について、

- ・ 不合理な重複・過度の集中の排除
- ・ 不正受給・不正使用
- ・ 研究論文等における研究上の不正行為

に関するルールを関係府省間にて申し合わせているものである。

例：令和6(2024)年度科学研究費助成事業 公募要領抜粋 (P54)

IV. 研究機関の方へ 2. 「研究機関」としてあらかじめ行うべきこと (9) 研究機関における研究インテグリティの確保について

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、**所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。**

※この他、公募要領には「**不合理な重複・過度の集中に対する措置**」の記載があり、この中で、研究者に対し、

- ・国外も含む全ての外部からの研究費（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）
- ・全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）等の情報の提出、
- ・「寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している」ことへの誓約を求めている。

② 大学・研究機関等のマネジメントを強化

所属する研究者について、必要な情報（職歴・研究歴、兼業先・役職、外部からの研究資金等）の報告を受け、リスクマネジメントを適切に行う。

- **チェックリスト雛形（所属機関向け）**

外国の機関や大学等との契約に係る手続等の観点別に具体的に留意すべき事項をまとめています。本チェックリストを参考に、各大学・研究機関等の特性に合わせたチェックリストを作成し機関内での自己点検等に活用いただく等、教職員の研究インテグリティに係る理解醸成にぜひ活用ください。研究者向けに同様の雛形も作成しています。

- **組織体制・規程整備の具体的な取組**

研究インテグリティの確保に向けて、適切なマネジメントを行うことができる組織体制・規程整備等の取組例を示しています。（令和3年度文部科学省委託事業）

- **令和5年度フォローアップ調査結果（大学分）**

令和3年4月に決定された政府の対応方針に基づき、大学・研究機関等における体制整備等の進捗状況を確認するため、研究インテグリティの確保に関する取組状況について令和4年度からフォローアップ調査を行っています。最新の調査結果を添付していますので、御参照ください。

【全般的な事項】

□ 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴う各種リスク（利益相反・責務相反のリスク、技術流出・情報流出のリスク、信頼低下のリスク等）に留意するとともに、リスクが懸念される場合には、所属機関の担当部署に相談し、それに対して機関として適切な対応をとることを求める仕組みがありますか？

- ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、相談する窓口はありますか？
- ✓ 所属する研究者・職員に対して、機関としてリスクに関する教育・研修を行う機会はありますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

□ 研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職、外部機関から受けている各種の支援）について、所属機関の規程等に基づき担当部署に適切な報告等を行い、それに対して機関としてマネジメントを行っていますか？

- ✓ 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みがありますか？
- ✓ 研究者・職員が何らかの関係を持つ外部機関のリスクレベルが変化した場合に、改めてリスク評価をしない仕組みがありますか？

【共同研究等の手続に関する事項】

□ 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、機関の規程等に基づき、機関として確認や判断を行うなど適切な手続を実施していますか？

- ✓ 確認の際、書面の提示を求めていますか？
- ✓ 確認の際、連携・契約における自らの機関および相手方の参加メンバーの提示を求めていますか？
- ✓ 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？
- ✓ 所属する研究者・職員から、書面を交わす前に相談を受ける窓口は機関内にありますか？

□ 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告等を受ける仕組みはありますか？

- ✓ 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
- ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

- 外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に実質的な変化があった場合に、その内容について当該研究者・職員から適切に報告等を受ける仕組みはありますか？
 - ✓ 外国の機関・大学等との連携・契約に関して、所属する研究者・職員が上述のリスクを懸念するようになった場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
 - ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

- 特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う際、その内容・目的を機関として適切に把握する仕組みはありますか？
 - ✓ 出張先の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
 - ✓ 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みがありますか？

- 外国の機関・大学等と共同で行う研究において、どのような成果物が得られるかを、所属する研究者・職員が適切に理解するよう認識を深める仕組みはありますか？
 - ✓ 外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、所属する研究者・職員は、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意することができますか？
 - ✓ 当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

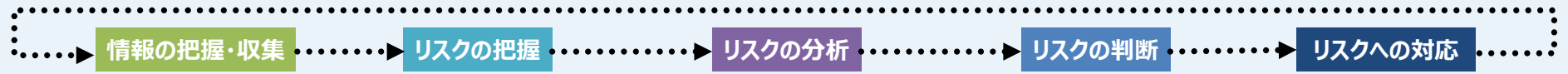
【共同研究等の相手方に関する事項】

- 外国の機関・大学等と連携・契約する際、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を適切に確認していますか？
 - ✓ 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
 - ✓ 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

ポイント

1. トップマネジメントのリーダーシップの下、**既存の体制や仕組みを最大限活用**しつつ、一元的に報告・相談できる専門部署の設置など、研究インテグリティに係る**全組織的なリスクマネジメントシステムを整備**するとともに、適切な研修等を通じて、**事務部門も含めて研究インテグリティに関する理解醸成**を行う。
2. 競争的研究費に係るガイドライン等も踏まえつつ、**研究者等（教職員、学生等で研究活動を行う全ての者）に係る基本的な情報を、既存体制等から確実に把握**するとともに、研究者等に対して適切な情報開示を行っている旨の確認を求める。
3. **既定の組織内手続の中で情報を収集**するとともに、担当事務部門等がレピュテーションも含めたリスクの存在を意識し、リスクが懸念される場合には、一元的な専門部署がサイエンスメリット等も考慮して**分析・判断等**を行う。

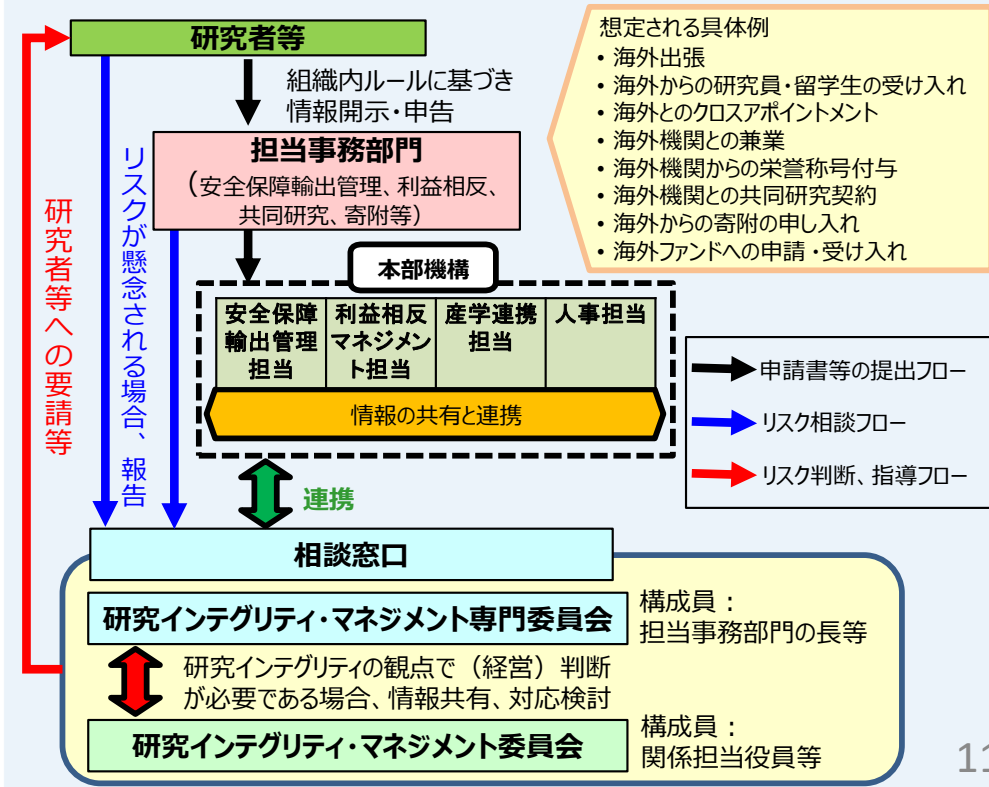
☆リスクマネジメントフローのイメージ



1. 体制・規程の整備等

- 経営層がリスクマネジメントに取り組む意義や必要性を表明し、研究活動を萎縮させないことに配慮しつつ、既存の体制や仕組みを最大限活用して実効的かつ効率的なシステムを整備する。
- 組織としてのリスクマネジメントを担う一元的な専門部署を設置し、そこに研究インテグリティに関する相談窓口の機能を持たせる。
(例えば、経営判断が必要な事案に対応する「研究インテグリティ・マネジメント委員会」、専門的な事項に対応する「研究インテグリティ・マネジメント専門委員会」の設置が考えられる。以降は両委員会の設置を前提としている。)
- 研究インテグリティ・マネジメント委員会等の設置・運営や、情報の把握・収集、リスクマネジメント等に必要な規程の整備や改訂を行う。
(新たに整備する規程の一例は別紙)
- 研究者等や事務部門の意識向上・理解醸成を目的とした啓発的研修にあわせて、組織としてのリスクマネジメントの実効性をより一層高めるために、国内外における新たなリスクや想定される事例等に関する研修も実施する。

☆全組織的なリスクマネジメントシステムのイメージ



2. 基本情報の収集

- 研究者等を対象とし、競争的研究費に係るガイドライン等も踏まえて、① 職歴・研究経歴、② 兼業等の所属機関・役職、③ 研究資金や研究資金以外の支援及び当該支援の相手方等に関する情報を、既存体制から確実に把握する。
- 研究インテグリティの確保に係る規程において、適切な情報開示を行っていることの確認として研究者等に確認書の提出を求めるとともに、既存体制で収集できない情報が必要となる場合には、確認書と併せて当該情報の提出を求める。

3. リスクマネジメントの運用

- 先端的な重要技術の提供、懸念度が高い相手先との交流、世界情勢等からレピュテーションリスクが懸念される案件等については、既定の判断基準に加えて、研究インテグリティの観点からのリスクを意識する。
- 担当事務部門や研究者等が、リスクマネジメントの視点を踏まえ、既定の組織内手続（安全保障輸出管理、利益相反マネジメント、人事、産学連携等）の過程でリスクを把握した場合には、相談窓口へ報告する。
- 相談窓口及び研究インテグリティ・マネジメント専門委員会（経営判断が必要な事案については、研究インテグリティ・マネジメント委員会）は、リスクを分析するとともに、サイエンスメリットや意図せざる技術流出のリスク等も比較考量して対処方針を判断し、担当事務部門や研究者等に対して要請・指示等を行う。

(リスクマネジメントの運用例)

マネジメントに必要な情報	リスクマネジメントの視点
国名、機関名	✓ 安全保障輸出管理の懸念先かどうか
用務	✓ 訪問相手は誰か ✓ 用務内容は何か ✓ 頻度はどの程度か ✓ 報酬額が妥当か ✓ 責務相反・利益相反が生じていないか
提供する技術	✓ 研究発表の場合、国際会議やオープンな講演会での発表か ✓ 研究打ち合わせの場合、リスト規制技術や先端的な重要技術等の提供の際には、安全保障輸出管理の手続きが行われているか ✓ 持参する物品は何か ✓ 提供する技術は何か ✓ 派遣元に懸念はあるか
経費	✓ 経費はどこから支出されるか ✓ 旅費はどこから支出されるか
履歴書	✓ 今までどのような研究活動を行ってきたか
代表者	✓ 代表者に懸念はあるか
メンバー (氏名、職名)	✓ メンバーに懸念はあるか
テーマ	✓ どのような研究内容であるか
物品の提供等	✓ 無償の物品提供や役務提供の有無
寄附目的	✓ 用途の指定によって利益相反が生じないか

【研究インテグリティの確保に係る調査分析から見えてきた課題】

リスクに対する対応は、個別案件のサイエンスメリット等とのバランスにより、最終的には組織の経営判断に委ねられており、そのバランス判断は社会情勢によっても重要度の評価が異なってくる。そのため、現時点において、リスクマネジメントの判断基準を一般化して提示することは難しく、今後、懸念事例の積み上げにより徐々に形成されていくことになるが、その間においてもリスクを見逃すことなく把握することが重要である。

研究インテグリティの確保のための体制・システムを構築する際に参考となる具体的な取組の一例

(別紙)

研究インテグリティの確保に関する規程

(目的)

第〇条 この規程は、研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第〇条 この規程において「研究者」とは、教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(組織の長の責務)

第〇条 組織の長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第〇条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等へ開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第〇条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、組織の長が〇〇をもって充てる

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第〇条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- 三 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- 四 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- 五 その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

(組織)

第〇条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者
- 二 組織の長が指名する役員 若干人
- 三 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(専門委員会)

第〇条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第〇条 委員会の庶務は、〇〇部署において処理する。

(相談窓口)

第〇条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、〇〇部署の職員をもって充てる。

(雑則)

第〇条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

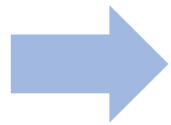
研究インテグリティの確保に係る取組状況のフォローアップ調査について

- 対応方針に基づき、大学・研究機関、研究資金配分機関等における取組状況についてフォローアップ調査を実施。

対応方針 抜粋 (4) フォローアップ

大学・研究機関等における研修強化等の取組状況及び利益相反・責務相反に関する規程・組織の整備状況並びに研究資金配分機関等における取組状況（公募要領等の改定を含む）について、令和4年度に把握・公表し、必要に応じて当該機関に改善を求める。

【内閣府、大学・研究機関等の所管府省及び競争的研究費に関する関係府省】



- 内閣府・文科省ホームページにて公表。
- 令和5年3月29日付4文科科第944号において各大学等に対しても調査結果を周知し、研究インテグリティの確保に係る取組の推進を改めて依頼。
※通知内で、**令和5年度もフォローアップ調査を実施し、その結果に組織名も併せて公表することも検討**している旨言及。




令和5年度フォローアップ調査

- 令和5年度も引き続き、大学・研究機関、公的資金配分機関等の研究インテグリティの確保に関する取組状況についてフォローアップを実施。（※令和5年9月29日を回答締切として調査実施。）
- 令和5年6月30日付け事務連絡で周知していたとおり、フォローアップ調査に令和5年6月29日付け府科事第790号で通知のあった仕組みの整備状況に関する調査項目を追加。

令和5年度フォローアップ調査（大学等向け） 調査項目

以下全6問について以下の選択肢から該当するものを回答（令和4年度末時点、回答日時点の2時点分）

[各問の選択肢：実施している、検討している（令和5年度実施予定、令和6年度実施予定、実施時期未定）、検討していない]

1. 関係者（教員や職員等）に適切な理解を促す取組（文部科学省からの通知等の周知、会議での説明・報告、研修・セミナーの実施等）を実施しているか。
2. 利益相反・責務相反に関する規程を整備しているか。
3. 適切なマネジメントを行うことができる組織体制を整備しているか。
4. 研究者・職員から報告された情報をもとに組織としてリスクマネジメントするための規程等を整備しているか。

5. 別途入手可能な情報等との比較など、研究者・職員から報告された情報の事実関係を客観的に確認する仕組みを整備しているか。

6. 研究者・職員から報告された情報をもとに、リスクを特定・分析した結果、リスクが高いと判断した場合に、リスクが顕在化する前に対処する(リスク軽減策、有事対応策を検討する等)仕組みを整備しているか。


※9月末を締切として、産学連携等実施状況調査（産連調査）及び研究インテグリティの確保に係る取組状況フォローアップ追加調査において調査を実施。

国立大学

集計対象数 86大学

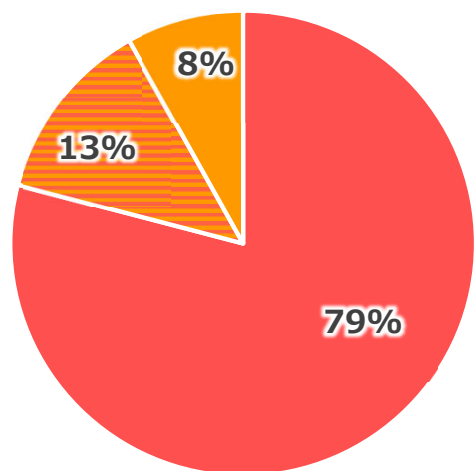
研究インテグリティの確保に向けて、令和5年度中に

- 約9割の大学が、関係者に適切な理解を促す取組を実施・実施予定。
- 約9割の大学が、利益相反・責務相反に関する規程を整備・整備予定。
- 約9割の大学が、適切なリスクマネジメントを行うことができる体制を整備・整備予定。

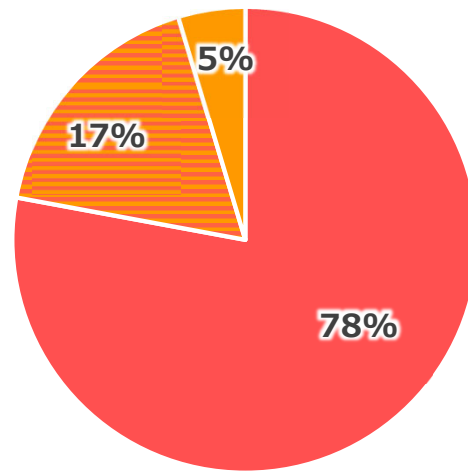
Q1. 研究インテグリティの確保に向けて、関係者に適切な理解を促す取組を実施しているか。

Q2. 研究インテグリティの確保に向けて、利益相反・責務相反に関する規程を整備しているか。

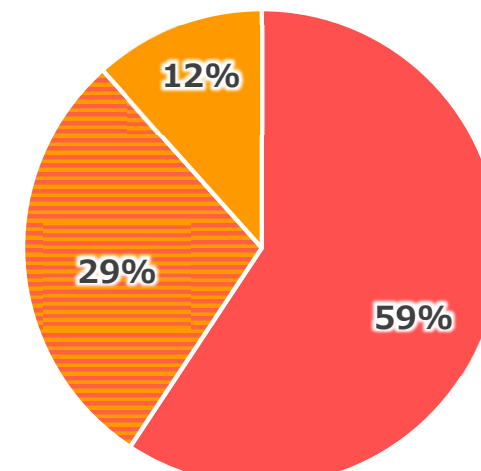
Q3. 研究インテグリティの確保に向けて、適切なリスクマネジメントを行うことができる組織体制を整備しているか。



■ 実施している	68
■ R5年度中に実施予定	11
■ 検討している	7
■ 検討していない	0
■ 未回答	0



■ 整備している	67
■ R5年度中に整備予定	15
■ 検討している	4
■ 検討していない	0
■ 未回答	0

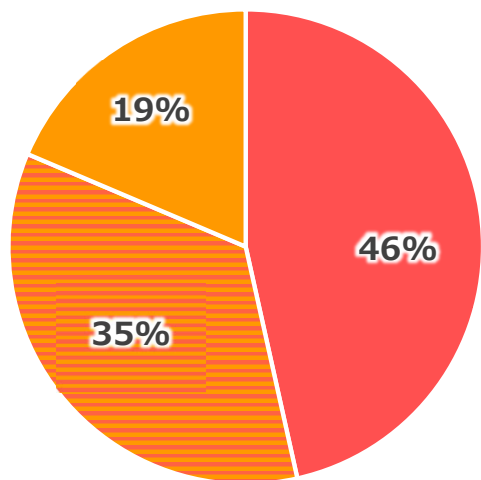


■ 整備している	51
■ R5年度中に整備予定	25
■ 検討している	10
■ 検討していない	0
■ 未回答	0

研究インテグリティの確保に向けて、今年度新規調査項目については、令和5年度中に

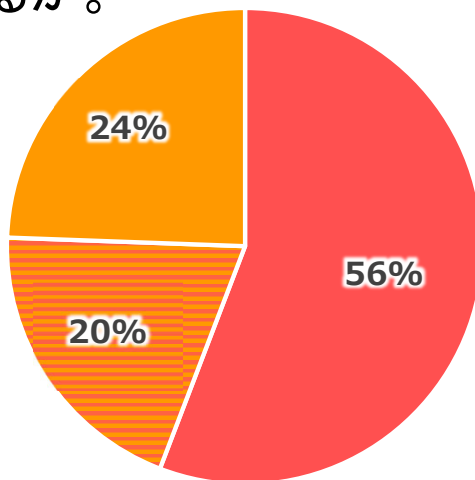
- ・ 約8割の大学が、リスクマネジメントの規程等を整備・整備予定。
- ・ 約8割の大学が、事実関係を客観的に確認する仕組みを整備・整備予定。
- ・ 約8割の大学が、リスクが顕在化する前に対処する仕組みを整備・整備予定。

Q4. 研究インテグリティの確保に向けて、リスクマネジメントするために規程等を整備しているか。



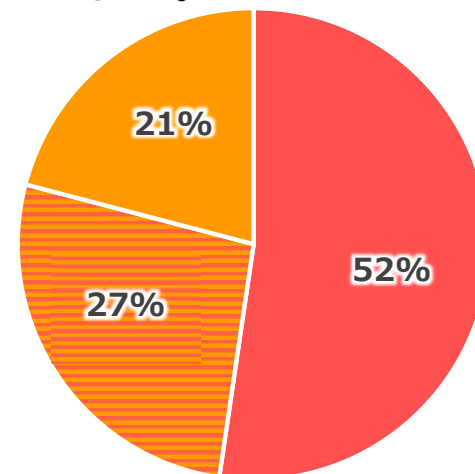
■ 整備している	40
■ R5年度中に整備予定	30
■ 検討している	16
■ 検討していない	0
■ 未回答	0

Q5. 研究インテグリティの確保に向けて、報告された情報の事実関係を客観的に確認する仕組みを整備しているか。



■ 整備している	48
■ R5年度中に整備予定	17
■ 検討している	21
■ 検討していない	0
■ 未回答	0

Q6. 研究インテグリティの確保に向けて、リスクが高いと判断した場合に、リスクが顕在化する前に対処する仕組みを整備しているか。



■ 整備している	45
■ R5年度中に整備予定	23
■ 検討している	18
■ 検討していない	0
■ 未回答	0

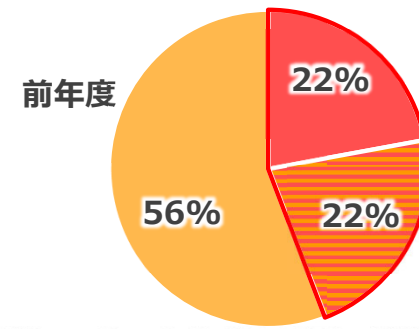
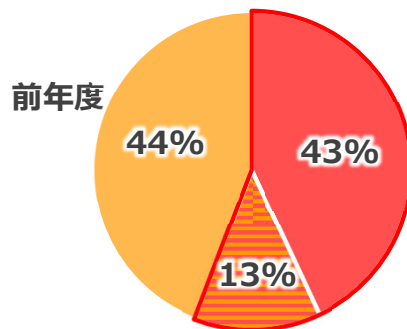
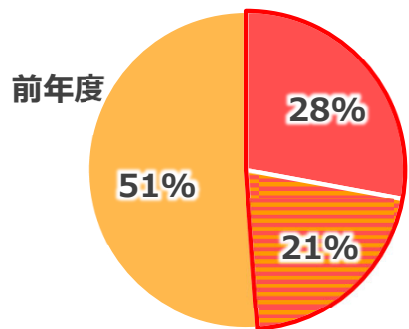
(参考) 国立大学の結果 前年度との比較(Q1-Q3)

前年度と比較して、今年度中に実施・実施予定と回答した大学の割合は大幅に増加している。

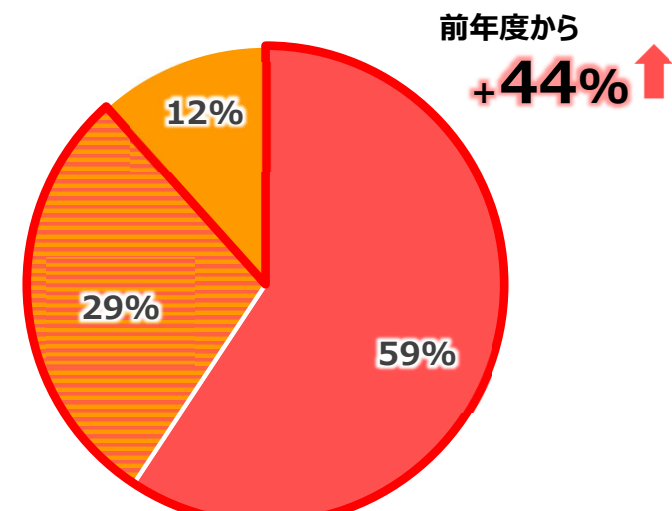
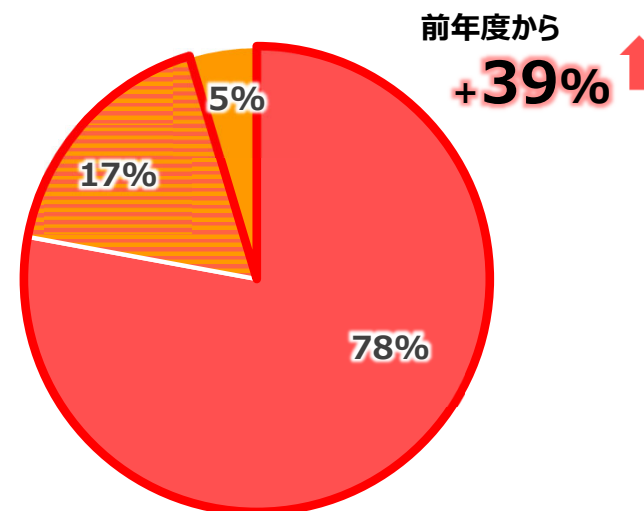
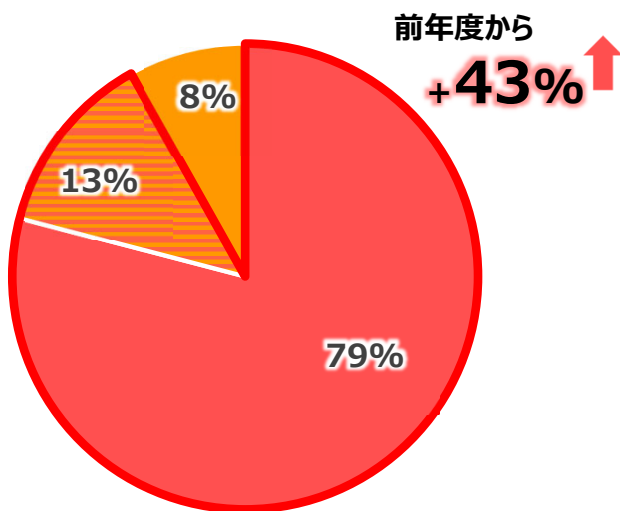
Q1. 関係者に適切な理解を促す取組を実施しているか。

Q2. 利益相反・責務相反に関する規程を整備しているか。

Q3. 適切なマネジメントを行うことができる組織体制を整備しているか。



■ 実施/整備している ■ R4年度中に実施/整備予定 ■ 検討している



※実施済+
令和5年度中に実施予定 **92%**

※整備済+
令和5年度中に整備予定 **95%**

※整備済+
令和5年度中に整備予定 **88%**

■ 実施/整備している ■ R5年度中に実施/整備予定 ■ 検討している

国公立大学

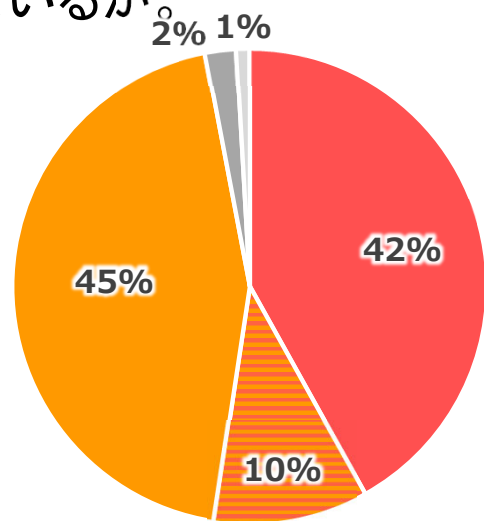
集計対象数 335大学

(国立大学及び医歯薬理工農情報獣医系学部等を持つ公私立大学)

研究インテグリティの確保に向けて、令和5年度中に

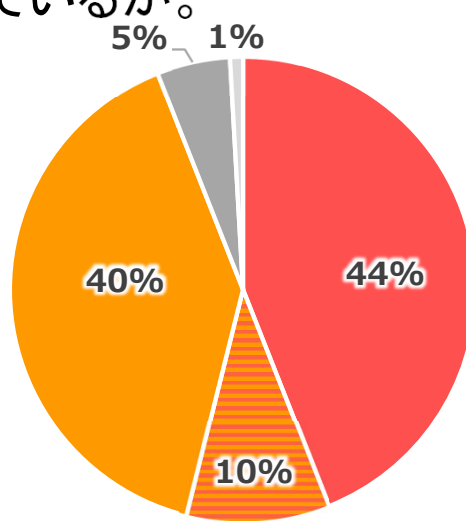
- 約5割の大学が、関係者に適切な理解を促す取組を実施・実施予定。
- 約5割の大学が、利益相反・責務相反に関する規程を整備・整備予定。
- 約5割の大学が、適切なリスクマネジメントを行うことができる体制を整備・整備予定。

Q1. 研究インテグリティの確保に向けて、関係者に適切な理解を促す取組を実施しているか。



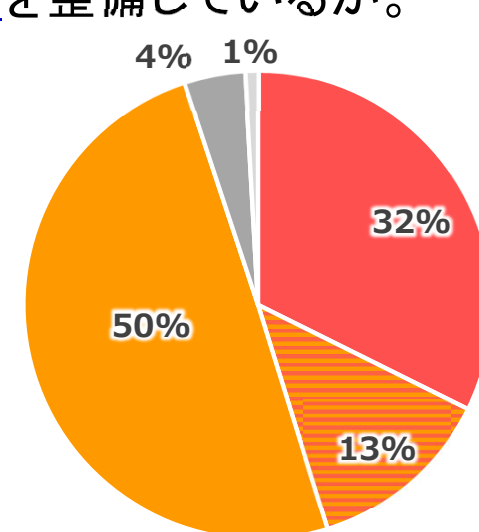
■ 実施している	140
■ R5年度中に実施予定	35
■ 検討している	149
■ 検討していない	7
■ 未回答	3

Q2. 研究インテグリティの確保に向けて、利益相反・責務相反に関する規程を整備しているか。



■ 整備している	147
■ R5年度中に整備予定	33
■ 検討している	135
■ 検討していない	16
■ 未回答	3

Q3. 研究インテグリティの確保に向けて、適切なリスクマネジメントを行うことができる組織体制を整備しているか。



■ 整備している	108
■ R5年度中に整備予定	43
■ 検討している	166
■ 検討していない	14
■ 未回答	3

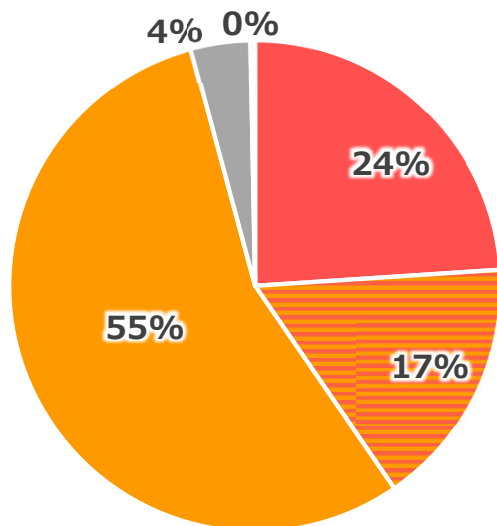
国公立大学の結果 (Q4-Q6)

新規項目

研究インテグリティの確保に向けて、今年度新規調査項目については、令和5年度中に

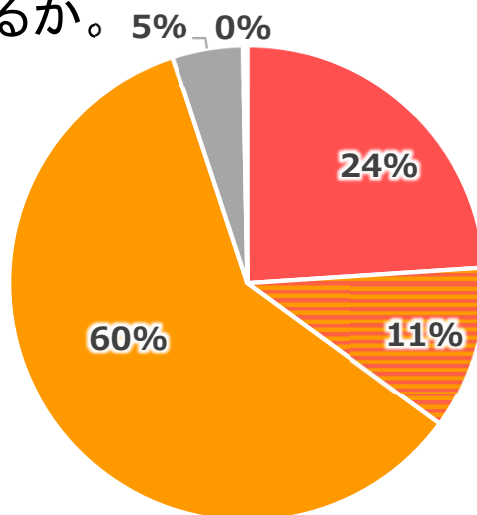
- 約4割の大学が、リスクマネジメントの規程等を整備・整備予定。
- 約4割の大学が、事実関係を客観的に確認する仕組みを整備・整備予定。
- 約4割の大学が、リスクが顕在化する前に対処する仕組みを整備・整備予定。

Q4. 研究インテグリティの確保に向けて、リスクマネジメントするために規程等を整備しているか。



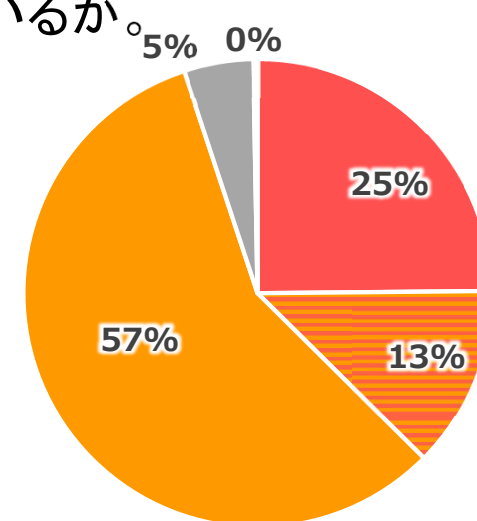
■ 整備している	80
■ R5年度中に整備予定	55
■ 検討している	185
■ 検討していない	13
■ 未回答	1

Q5. 研究インテグリティの確保に向けて、報告された情報の事実関係を客観的に確認する仕組みを整備しているか。



■ 整備している	81
■ R5年度中に整備予定	37
■ 検討している	200
■ 検討していない	15
■ 未回答	1

Q6. 研究インテグリティの確保に向けて、リスクが高いと判断した場合に、リスクが顕在化する前に対処する仕組みを整備しているか。

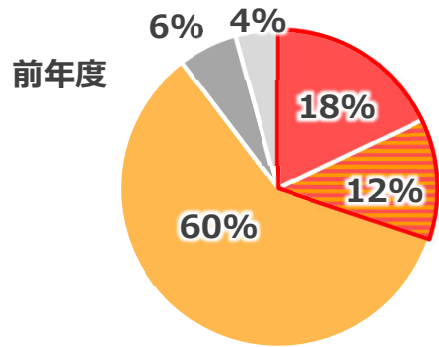


■ 整備している	84
■ R5年度中に整備予定	42
■ 検討している	192
■ 検討していない	15
■ 未回答	1

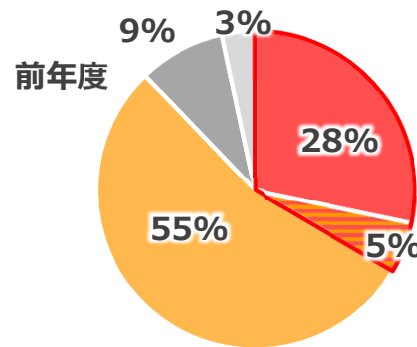
(参考) 国公立大学の結果 前年度との比較(Q1-Q3)

前年度と比較して、今年度中に実施・実施予定と回答した大学の割合は着実に増加している。

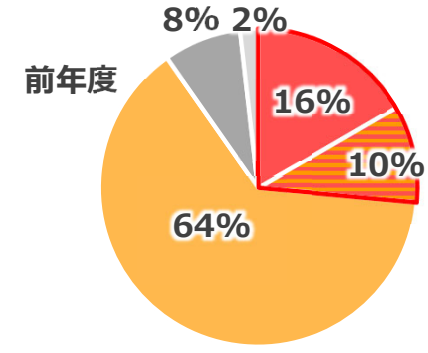
Q1. 関係者に適切な理解を促す取組を実施しているか。



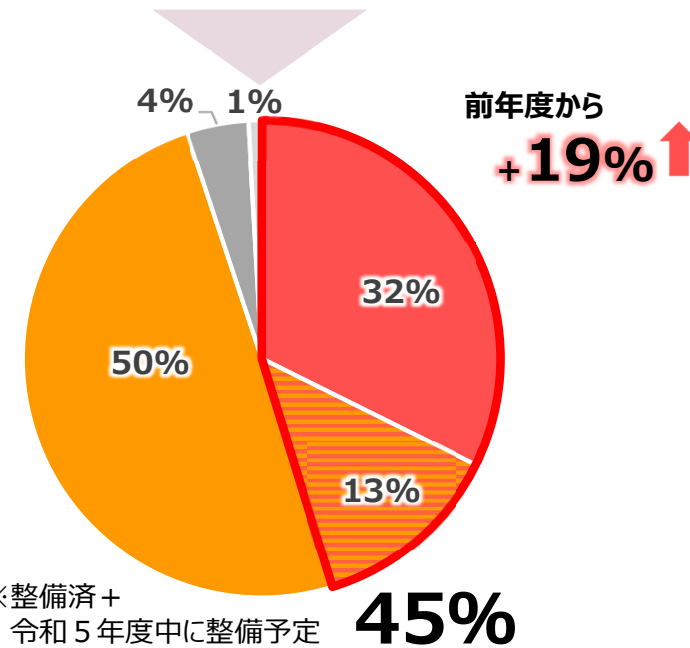
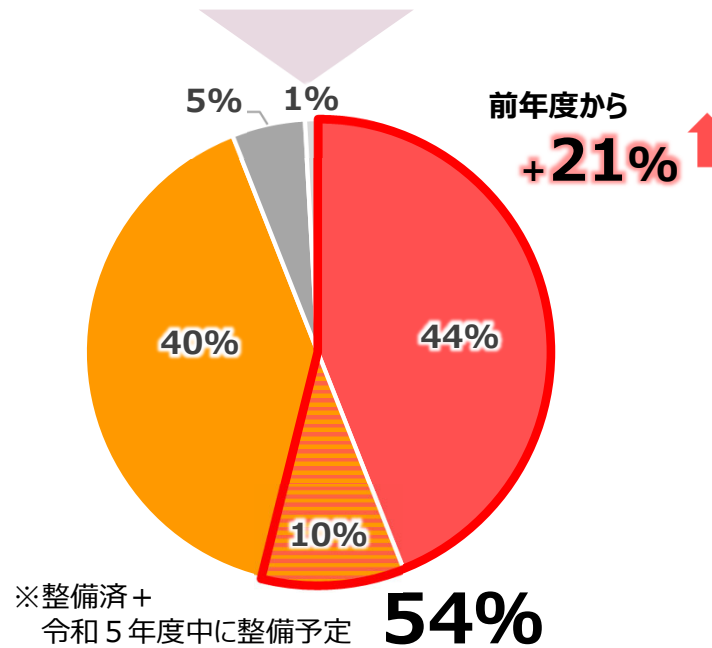
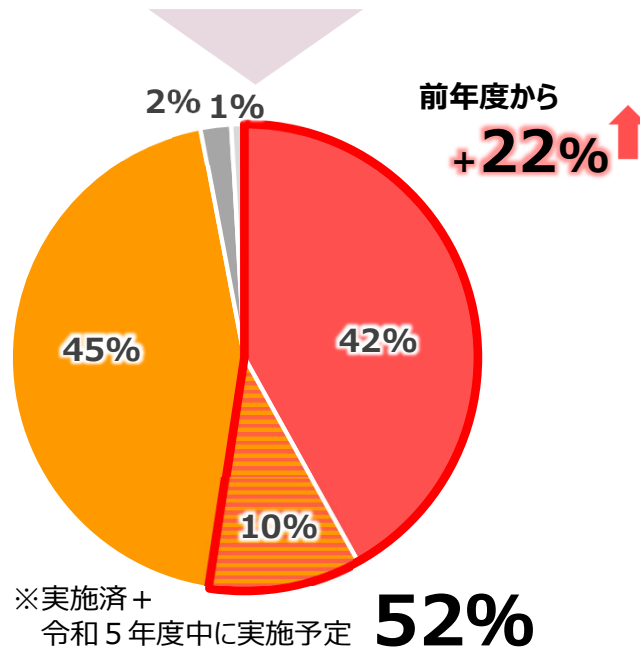
Q2. 利益相反・責務相反に関する規程を整備しているか。



Q3. 適切なマネジメントを行うことができる組織体制を整備しているか。



■ 実施/整備している ■ R4年度中に実施/整備予定 ■ 検討している ■ 検討していない ■ 未回答




■ 実施/整備している ■ R5年度中に実施/整備予定 ■ 検討している ■ 検討していない ■ 未回答

「令和3年度大学等における産学連携等実施状況について」の調査を基に、国立大学及び医歯薬理工農情報獣医学部等を持つ私立大学329校について文部科学省にて集計

「令和4年度大学等における産学連携等実施状況について」の調査を基に、国立大学及び医歯薬理工農情報獣医学部等を持つ私立大学335校のうち、令和4年度未開学した1校を除く334校について文部科学省にて集計

大学及び研究機関における研究インテグリティの自律的な確保に向けて、文科省ホームページにおいて情報発信をしております。

 **文科省ホームページリンク**

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

「研究インテグリティ 文科省」で検索ください！

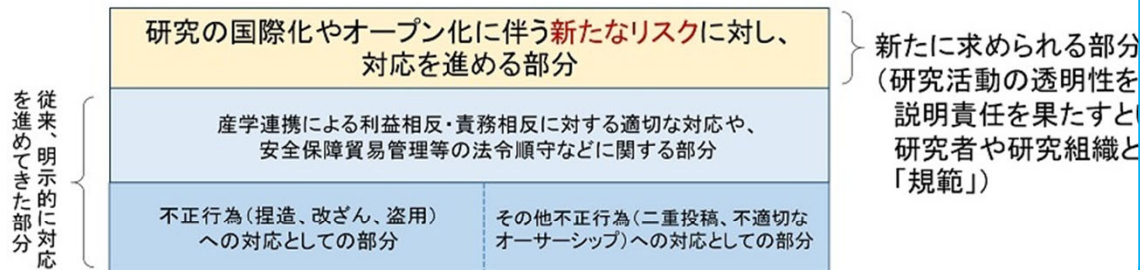
● 研究インテグリティ

研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる危険性が指摘されています。こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要なこととなっています。

このような状況を踏まえ、政府としては、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の確保が求められます。

※ここでいう研究インテグリティとは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味します。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ



研究インテグリティ関連情報として、

- **文科省から発出した研究インテグリティ関連通知一式**
- **体制や手続き等の留意事項をまとめたチェックリスト**
- **学内体制整備の具体例(委託調査結果)等を掲載しています。**

今後も参考となる情報を充実してまいりますので、ぜひご活用ください！

政府の対応方針(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)

「統合イノベーション戦略推進会議(第9回)」(令和3年4月27日)において、研究インテグリティの確保に係る政府の対応方針として、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」が決定されました。

本決定を受けて、文部科学省から、大学・所管研究機関等に対して、研究インテグリティの確保に関する取組を進めていただくよう周知・依頼をしております。

- [研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について\(PDF204KB\)](#) (令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)